

添付法令資料 4 :

電子システムを通じた商取引 (E-COMMERCE) に対する課税の取扱いに関する  
2018 年 12 月 31 日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.210/PMK.010/2018

(目次)

2019 年 4 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 付加価値税、奢侈品に対する販売税及び電子システムを通じた国内商取引  
に対する所得税の取扱い
  - 第 1 節 業者又はサービス・プロバイダーに対する納税者番号の通知のための取  
扱い及びマーケットプレイス・プラットフォーム・プロバイダーに対する  
課税業者の決定 (第 3 条)
  - 第 2 節 業者及びサービス・プロバイダーに対する課税の取扱い (第 4 条ないし  
第 6 条)
  - 第 3 節 マーケットプレイス・プラットフォーム・プロバイダーに対する課税の  
取扱い (第 7 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 電子システムを通じた商取引 (E-COMMERCE) がなされた商品の輸入  
に対する関税及び/又は輸入関連税の取扱い
  - 第 1 節 取引がマーケットプレイス・プラットフォーム・プロバイダーを通じて  
行われる商品の輸入の取扱い (第 10 条及び第 11 条)
  - 第 2 節 マーケットプレイス・プラットフォーム・プロバイダーの取扱い (第  
12 条)
  - 第 3 節 マーケットプレイス・プラットフォーム・プロバイダーの承認の凍結及  
び取消し (第 13 条及び第 14 条)
- 第 4 章 終則 (第 15 条)